

昭和四十四年三月二十七日提出
質 問 第 三 号

施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十四年三月二十七日

提出者 高田富之

衆議院議長 石井光次郎殿

施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問主意書

去る三月十二日の大雪によつて東日本一帯に相当じんな大雪が発生したが、とりわけ埼玉県
の農林関係被害は大きく、県当局の調査によれば十九億四千余万円に達している。そのうち特に
ビニールハウスの被害額は五億数千万円で、その農作物は、ハウス・トンネルの両者合わせて九
億三千八百万円に及んでいる。

埼玉県北部地方は東京近郊の最も重要な野菜供給地帯であり、近年はビニール栽培が普及し、
多額の施設費を投じて高度の技術的栽培を行なっていることは周知のとおりである。

先年、この地方を襲つたひよう害の際にも再三再四にわたつて強く要請しておいたことである
が、野菜類に対する災害補償制度の確立は現下の急務であると考ええる。

政府当局は、常に「目下鋭意研究中」といつているが、すでに数年を経過している今日、いまだ

になんら具体化を見ていないのはいかなる理由によるものであるか。

ビニールハウス等施設に対する災害補償と一般野菜類及び果樹に対する災害補償とについて、現段階で政府はどの程度まで制度確立のための検討が進められているのか、詳細に御答弁をいただきたい。

なお、とりあえず任意共済制度として発足させたいとの意向があるように聞いているが、いつごろから実施のめどを立てているのか見通しを示していただきたい。これ以上延引することは政府の怠慢としてきびしく責任が追及されざるをえないものと考えるので、誠意ある御答弁をいただきたい。

右質問する。